



# ポイ捨て防止条例と

## 6月1日から

# ダイオキシン条例が 施行されます



3月議会で「南国市からダイオキシン類を少なくし、きれいな環境を守る条例」と「南国市ごみのポイ捨て防止条例」の2つの環境問題にかかわる条例が可決されました。今月号と来月号の2回にわたり、条例の内容についてお知らせします。

昨年7月号の広報でお知らせしましたとおり、平成9年12月にはダイオキシン類の発生を少なくするために、廃棄物処理法および大気汚染防止法が改正されて、ごみの焼却について規制が厳しくなりました。今回の条例は、法律での規制がからまないような程度の事業所での焼却や、家庭での焼却についても一定の規制を設けてダイオキシン類の発生を少なくし、南国市の豊かな自然環境を守っていくという目的のものです。

### 南国市からダイオキシン類を少なくし、きれいな環境を守る条例

▼対象となる物質  
ダイオキシン類（ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジ

ベンゾーパラジオキシンの総称）

ダイオキシン類がどのようなものであるかについても、まだまだ分からない部分が多くありますが、塩化ビニールなどの塩素を含む物質を燃やせば発生するといわれています。しかし、さまざまな物に塩素は含まれていますので、塩化ビニールなどのプラスチック製品に限らず、物を燃やせば量の多少にかかわらず常にダイオキシン類発生の可能性はあるといえます。

▼対象範囲 市内全域

▼責務  
市…焼却施設の運転管理により、ダイオキシン類の発生の抑制に努めなければなりません。広報などで啓発活動などを行います。  
事業者…焼却炉およびその運転方法の改善努力をしなければなりません。廃棄物の

ることで、地域の環境美化の推進や美観の保護を行い、やすらぎに満ちた快適な生活環境づくりに資することを目的とします。

### ▼ポイ捨ての対象物

空き缶（飲料がはいっていた缶・ペットボトル・その他の容器）、ビン、たばこの吸い殻、チューインガムの噛みかす、紙くずなどのごみです。

### ▼禁止行為

何人も道路・広場・公園・河川・その他の公共の場所に、空き缶・吸い殻などをみだりに捨ててはなりません。

### ▼ポイ捨て防止重点地域の指定

人通りが多くあるいは人が多く集まる場所で、公園・道路・河川などを含む地域について、啓発や標示板を設置して環境美化に対する市民意識が高まっていくことを願い、重点地域を指定します。

### ▼罰則

罰則を設けることによって、ポイ捨ての未然の防止を図ります。

### ▼罰則の範囲

ポイ捨て防止重点地域内で、

公共の場所に捨てた場合、3万円以下の罰金とします。自動販売機に回収容器を設置していなかったり、きちんと管理されていない場合には5万円以下の罰金となります。



▲▲道路わきに散乱した空き缶や雑誌など

「南国市ポイ捨て防止条例」の詳細については、来月号でお知らせします。

減量と再利用に努めていただく必要があります。市民…家庭での焼却はひかえて、ごみステーションにごみを出すように努めてください。廃棄物の減量と再利用に努めていただく必要があります。

### ▼立入調査

市長は事業所などに立ち入り、焼却方法などの状況を調査することができます。

### ▼指導など

市長は事業者および市民に対して、焼却方法の改善などの指導などを行うことができます。

### ▼罰則

罰することが目的ではなく、意識改革を図ることによって自然環境を保全していくというものであるため、罰則については特に設けていません。

### 南国市ごみのポイ捨て防止条例

この条例は、空き缶や吸い殻などの散乱防止のため、市民・事業者・占有者などの責務および必要な事項を定め

### 市内一斉清掃

環境月間の6月は、さまざまな美化事業が行われますが、市は6月6日を「環境美化行動の日」とし、毎年恒例の市内一斉清掃を行います。市民の皆さんのご協力をお願いいたします。  
□とき 6月6日(日) 午前中

### 生活排水路整備事業の申し込みは

県補助事業の「美しいまちづくり推進事業」が廃止になり、同じ県補助事業として「豊かな環境づくり総合支援事業」で、生活排水路整備事業が実施されます。要望される地区は実施申込書を提出してください。

■提出期限 5月20日(木)

### ■地元負担額

この事業に係る地元負担額は、工事費の25%です。

※問い合わせは、生活環境課 環境公害係 (☎065557)まで